

随意契約理由書

1 案件名称

「平成25年度 鶴見区コミュニティ育成事業」にかかる業務委託

2 契約の相手方

株式会社 ブンカ

3 随意契約理由

本事業の委託先選定に当たっては、公募型企画プロポーザル方式を採用した。選定には、2団体（株式会社ブンカ、NPO法人榎本地域活動協議会）からの応募があり、学識経験者等で構成する選定会議において、企画提案内容について総合的な評価審査を行った結果、株式会社ブンカが総合的に優れた提案を行ったため、事業を委託するに適していると判断した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

鶴見区役所地域活動支援課区民協働担当 電話:06-6915-9153

随意契約理由書

1. 案件名称
鶴見区地域有償ボランティア育成事業 業務委託
2. 契約の相手方
社会福祉法人 大阪市鶴見区社会福祉協議会
3. 随意契約理由書
本事業は、高齢者や障がい者、子育て世帯等の制度の隙間の生活ニーズを補完する1つのツールとして、また、将来的に地域ビジネスにつながる仕組みとして、地域住民主体の登録制有償ボランティア派遣制度を構築し、各地域(小学校下)で、地域内のニーズや供給側となる資源を把握するとともに、ニーズを適切なサポートにつなぐ役割を果たす人材を育成することにより、住民主体の福祉コミュニティづくりの推進を図る事業であるため、選定にあたっては、単に金額だけの競争ではなく、業務の効果的な実施をはかるため、公募型企画競争方式（プロポーザル方式）により選考を行った。
大阪市鶴見区社会福祉協議会が優れた提案を行ったため、契約を締結するものである。
4. 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2 第1項第2項
5. 担当部署
鶴見区役所保健福祉課 電話番号 06-6915-9857

随意契約理由書

1. 案件名称

平成 25 年度 要援護者支援にかかる地域自主防災組織等支援事業

2. 契約の相手方

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

3. 随意契約理由書

本事業については、災害時の要援護者に対する支援体制を構築するための支援や具体的取り組みを進めるにあたって出てきた課題や問題点の検討など地域主体による要援護者支援の取り組みをサポートするための「要援護者支援にかかる地域自主防災組織等支援事業」であり、選定にあたっては、単に金額だけの競争ではなく、業務の効果的な実施をはかるため、公募型企画競争方式（プロポーザル方式）により選考を行った。

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社が優れた提案を行ったため、契約を締結するものである。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 項

5. 担当部署

鶴見区役所地域活動支援課区民協働担当 電話番号 06-6915-9846

随意契約理由書

1. 案件名称
広報戦略（素案）策定のための調査検討業務委託

2. 契約の相手方
株式会社 週刊大阪日日新聞社

3. 随意契約理由書

本事業は、鶴見区における区民間の情報共有や交流を促進し、地域活動を活性化させるためには、鶴見区役所からの情報発信を効果的に行うことが必須であることから、他自治体での先進事例の収集・分析を行い、鶴見区における広報戦略の素案を策定することを目的とする。

選定にあたっては、単なる価格競争ではなく、より効果的な調査結果を得ることができるよう、公募型企画競争方式（プロポーザル方式）により選考を行った。

選考の結果、株式会社週刊大阪日日新聞社が最も優れた提案を行ったため、契約を締結するものである。

4. 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2 第2項第2号

5. 担当部署
鶴見区役所総務課（企画） 電話番号 06-6915-9683

随意契約理由書

1. 案件名称

鶴見緑地の広報戦略に関する調査検討業務 業務委託

2. 契約の相手方

株式会社 ランドスケープデザイン

3. 随意契約理由書

本業務は、平成 25 年度鶴見区運営方針として掲げている「鶴見緑地のブランド価値向上」のため、広報の観点による効果的な緑地の利活用方法の検討をふまえて、鶴見緑地の広報戦略に関する調査検討を行うものである。

本業務の実施にあたっては、公園緑地に関する専門知識を有するだけでなく、広報に関する専門知識、及び広報戦略について他自治体及び他都市公園の先進事例の収集をはじめとした調査能力を必要とする。

そのため、業務の性質、及び目的が競争入札に適しないものであることから、公募型企画競争方式（プロポーザル方式）により専門知識や優れた調査能力の有無、実施体制、実施方針等を考慮し、委託業者の選定を行った。

株式会社ランドスケープデザインは、提案書及びプレゼンテーションにおいて総合的に優れた提案を行ったため、上記業者と契約を締結するものである。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5. 担当部署

鶴見区役所総務課政策調査担当 電話番号 06-6915-9176